

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令 (案) について

1. 背景

航空法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 65 号）により、無人航空機操縦者技能証明の制度が創設され、当該制度に係る規定は令和 4 年 12 月 5 日に施行された。

当該技能証明の講習事務を行う講習機関に係る制度に関しては、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和 4 年国土交通省令第 59 号。以下「省令」という。）を制定し、運用されているところである。

今般、令和 5 年 12 月 26 日に開催された規制改革推進会議においてとりまとめられた「規制改革推進に関する中間答申」及び令和 4 年 12 月の登録講習機関に係る制度開始以降の運用状況等を踏まえ、省令の一部について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（１）登録講習機関及び登録更新講習機関の登録申請時及び役員の選任時における役員の住民票の写しの提出を不要とする（第 3 条、第 5 条及び第 17 条関係）

第 3 条第 2 項第 2 号及び第 5 条第 1 項（これらの規定を第 17 条において準用する場合を含む。）においては、事業者が登録を受けようとするときや役員を選任したときには、役員の本人確認に際して、住民票の写しの提出を求めているところ、住民票を有しない外国籍や海外在住の役員が在籍する法人も登録申請を行う可能性が高まっていることを踏まえ、住民票の写しの提出を不要とする。

（２）登録講習機関及び登録更新講習機関に係る役員の選任及び解任の届出における登記事項証明書の提出を不要とする（第 5 条及び第 17 条関係）

第 5 条（第 17 条において準用する場合を含む。以下同じ。）においては、役員を選任又は解任したときには、事業者としての適切な管理体制を早期に確認するため、2 週間以内での登記事項証明書の提出を求めているところ、第 3 条第 3 項に基づき遅滞なく提出を受けることで運用上特段の支障は生じないと見込まれ、届出を行う者の負担軽減に資するため、第 5 条に基づく登記事項証明書の 2 週間以内の提出を不要とする。

（３）施行期日（附則関係）

今回の改正事項は、規制の合理化（提出書類の削減）であること、また、改正前の省令に基づいて役員の住民票の写しが提出された場合にあっては審査には影響しないことから、公布の日から施行する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 6 年 3 月